

福知山市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和6年3月18日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 中 嶋 守

監査結果報告

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象年度 令和4年度及び令和5年度
- 3 監査の実施期間
 - (1) 書類監査 令和6年1月18日から令和6年2月15日まで
 - (2) 実地監査 令和6年2月15日

4 監査の対象団体等

本市が補助金等財政援助を行ったもののうち、次の財政援助団体への補助金を抽出し、監査の対象とした。

(1) 対象団体

夜久野みらいまちづくり協議会

(2) 対象交付金・補助金

ア 地域づくり組織活動支援事業交付金

イ 住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金

(3) 交付金・補助金所管部課

ア 地域振興部まちづくり推進課

イ 福祉保健部地域包括ケア推進課

(4) 交付金・補助金の金額

ア 令和4年度 6,170,000円

令和5年度 6,320,000円

イ 令和4年度 660,000円

令和5年度 660,000円

(5) 主たる事務所の所在地

福知山市夜久野町額田19番地の2（夜久野ふれあいプラザ内）

(6) 団体の概要

夜久野地域の課題を解決し、新しい形の地域づくりを創生するため、自主的な活動、自治会を超えた広域的な活動を行うこと並びに夜久野みらいまちづくりビジョン2024を各種団体と連携して取り組むことを目的とし設立された。

5 監査の方法

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、提出された証拠諸帳票を検査するとともに、実地監査を行い、所管課及び対象団体に聴取を行った。

6 監査の結果

事務及び管理・運営については、所定の手続きにより概ね適正に行われているものと認めた。しかしながら、下記のとおり改善を要する事項も見受けられた。

なお、当該事項について措置を講じられたときは地方自治法第199条第14項の規定によりその旨を通知されたい。

(1) 規程等への明記について

事業の実施において、実施規程等に明記されていない事項が見受けられた。規程等に明記すべき事項を整理し、必要な見直しをされたい。

(2) 支出について

協議会で支出されている委託料については、適切な支出方法に見直されたい。

(3) 経理処理について

カレンダー事業をはじめ各種イベント等について別会計とするのではなく、決算時に協議会全体の経理が明確になるようにされたい。

(4) 補助金の実績確認について

補助金の実績確認においては、補助事業の実績が交付決定の内容及び条件等に適合するか、必要な書類等の提出を受け審査されたい。